

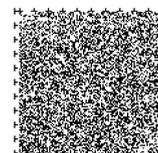
視覚障がい者 就労支援ガイド

これは音声コード対応版です。

スピーチオ、テルミーなどの機器により内容が音読されます。

神奈川県視覚障害者雇用促進連絡会議
(事務局 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課)

令和6年4月



『視覚障がい者就労支援ガイド』

目 次

就労支援に関する機関等

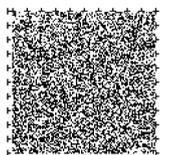
1	ハローワーク（公共職業安定所）	1 ページ
2	神奈川障害者職業能力開発校	1 ページ
3	神奈川障害者職業センター	2 ページ
4	（独）高齡・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 高齡・障害者業務課	2 ページ
5	障害者就業・生活支援センター	2 ページ
6	特別支援学校	3 ページ
7	公益財団法人神奈川県労働福祉協会	3 ページ
8	神奈川県障害者雇用促進センター	4 ページ
9	神奈川県産業労働局労働部雇用労政課	4 ページ

就労支援に関する主な制度

1	視覚障害者技能習得援助資金貸付について	5 ページ
2	就労支援機器について	5 ページ
3	障がい者の在宅就業支援について	5 ページ
4	福祉的就労について	5 ページ

事業主が利用できる主な制度

1	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	6 ページ
2	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	6 ページ
3	障害者雇用納付金制度による主な助成金	
（1）	障害者作業施設設置等助成金	6 ページ
（2）	障害者介助等助成金	8 ページ
（3）	重度障害者等通勤対策助成金	12 ページ
4	税制上の優遇措置	14 ページ



『視覚障がい者就労支援ガイド』

就労支援に関する機関等

1 ハローワーク（公共職業安定所）

専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障がいの態様や適性、希望職種等に応じ、職業相談、職業紹介から職場定着まで一貫した支援を行っています。

（お問合せ先）

名称	電話番号	部門コード
ハローワーク横浜	045-663-8609	46#
ハローワーク港北	045-474-1221	44#
ハローワーク戸塚	045-864-8609	43#
ハローワーク横浜南	045-788-8609	42#
ハローワーク川崎	044-244-8609	44#
ハローワーク川崎北	044-777-8609	44#
ハローワーク横須賀	046-824-8609	43#
ハローワーク藤沢	0466-23-8609	47#
ハローワーク平塚	0463-24-8609	43#
ハローワーク小田原	0465-23-8609	44#
ハローワーク相模原	042-776-8609	43#
ハローワーク厚木	046-296-8609	45#
ハローワーク大和	046-260-8609	42#
ハローワーク松田	0465-82-8609	

※ハローワーク松田以外は自動音声案内になります。

音声案内が始まりましたら、上記の部門コードを押してください。

障がいの職業相談窓口（専門援助部門）におつなぎします。

2 神奈川障害者職業能力開発校

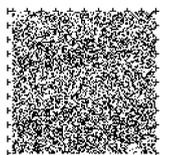
身体・知的・精神障がい者に対して職業訓練を行う国立県営の施設です。

視覚障がい者を対象にしたビジネスサポートコースでは、画面読上げソフト等を活用したパソコン操作を身につけた上でのビジネス文書・資料作成、ビジネスの基礎知識、障がい特性を踏まえた実務作業訓練など、事務職として必要な知識と技術を習得します。（訓練期間は1年、定員は5名です。）

（お問合せ先）

電話 042-744-1243

ホームページアドレス <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f3e/kanakou/>



『視覚障がい者就労支援ガイド』

3 神奈川障害者職業センター

職業相談や職業準備支援、ジョブコーチ支援などを行っています。

(お問合せ先)

電話 042-745-3131

ホームページアドレス <https://www.jeed.go.jp/location/chiiiki/kanagawa/>

4 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 高齢・障害者業務課

事業主に対する障がい者の雇用に関する支援・啓発等を行うほか、障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の申請窓口になっています。

(お問合せ先)

電話 045-360-6010

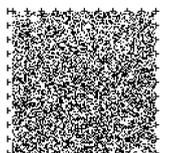
ホームページアドレス https://www.jeed.go.jp/location/shibu/kanagawa/14_ks.html

5 障害者就業・生活支援センター

県内8カ所に設置。障がい者の職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。

(お問合せ先)

所在	名称	電話番号
横浜市	横浜市障害者就業・生活支援センタースタート	045-869-2323
川崎市	川崎障害者就業・生活支援センター	044-739-1294
相模原市	相模原障害者就業・生活支援センター	042-758-2121
横須賀市	よこすか障害者就業・生活支援センター	046-820-1933
平塚市	障がい者就業・生活支援センターサンシティ	0463-37-1622
藤沢市	湘南障害者就業・生活支援センター	0466-30-1077
海老名市	障害者就業・生活支援センターぼむ	046-232-2444
小田原市	障害者支援センターぽけっと	0465-39-2007



『視覚障がい者就労支援ガイド』

6 特別支援学校

視覚障がい者の職業的自立を目指し、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧師の技術を身につけます。

神奈川県立平塚盲学校

高等部

本科保健理療科（中卒3年課程、あん摩マッサージ指圧）

専攻科保健理療科（高卒3年課程、あん摩マッサージ指圧）

専攻科理療科（高卒3年課程、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧）

（お問合せ先）

電話 0463-31-0948

ホームページアドレス <https://www.pen-kanagawa.ed.jp/hiratsuka-sb/>

横浜市立盲特別支援学校

高等部

専攻科保健理療科（高卒3年課程、あん摩マッサージ指圧）

専攻科理療科（高卒3年課程、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧）

（お問合せ先）

電話 045-431-1629

ホームページアドレス <https://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/ss/yokomou/>

学校法人横浜訓盲学院

高等部

専攻科保健理療科（高卒3年課程、あん摩マッサージ指圧）

専攻科理療科（高卒3年課程、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧）

（お問合せ先）

電話 045-641-2626

ホームページアドレス <http://kunmou.jp/index.html>

7 公益財団法人神奈川県労働福祉協会

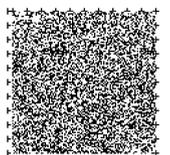
労働者の福祉の充実及び雇用の安定に関する事業を行っています。

視覚障がい者に対する支援として、技能習得援助資金貸付事業を実施しています。

（お問合せ先）

電話 045-633-5410

ホームページアドレス <https://kanagawa-rfk.org/>



『視覚障がい者就労支援ガイド』

8 神奈川県障害者雇用促進センター

障がい者雇用に関する企業支援及び就労支援機関支援を実施する、神奈川県の機関です。詳細はホームページをご参照ください。

(お問合せ先)

電話 045-633-6110 (代表)

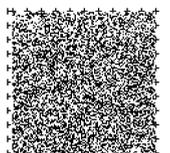
ホームページアドレス <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sj6/index.html>

9 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課

(お問合せ先)

電話 045-210-5871

ホームページアドレス <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/index.html>



『視覚障がい者就労支援ガイド』

就労支援に関する主な制度

1 視覚障害者技能習得援助資金貸付について

(問合せ) 公益財団法人神奈川県労働福祉協会

※盲学校等を経由してお申し込みください。

中途失明等により、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に転職するために盲学校等に入学して技能を習得しようとする視覚障がい者に対し、技能習得援助資金を貸し付けることにより、技能習得を支援し職業的自立を促進します。貸付には一定の要件を満たすことが必要です。

(貸付期間) 在学期間(36ヵ月が限度)

(貸付金額) 月額46,000円(無利息)

(返済期間) 2～10年間

(貸付金の返還免除)

次のいずれかに該当する場合は、返還を免除できます。

- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許証のいずれかの交付を受けたとき
- ・死亡、疾病、生活困窮等により貸付金を返還できなくなったと認められるとき

ホームページアドレス

<https://kanagawa-rfk.org/>

2 就労支援機器について

(問合せ) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

障がい者の就労を支援する機器の紹介や貸出を行っています。

ホームページアドレス <https://www.kiki.jeed.go.jp/>

3 障がい者の在宅就業支援について

(問合せ) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下、機構という。)

障がい者の在宅就業のため、在宅勤務の事例や在宅就業を支援する団体等を紹介しています。

ホームページアドレス <https://www.challenge.jeed.go.jp/>

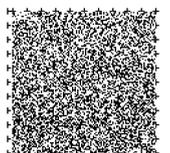
4 福祉的就労について

(問合せ) 市福祉事務所・町村障害福祉担当課・相談支援事業者

就労継続支援、就労移行支援等の利用などについて、相談・支援を行います。

関連ホームページアドレス

障害福祉情報サービスかながわ <https://shougai.rakuraku.or.jp/>



『視覚障がい者就労支援ガイド』

事業主が利用できる主な制度

1 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

（問合せ）

ハローワーク

（対象となる障がい者）

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の就職が特に困難な者

（対象となる事業主）

ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、障がい者等を雇用保険被保険者として雇入れ、継続して雇用することが確実であると認められる事業主

（内容）

賃金の一部が一定期間助成されます。障害の程度や雇用形態により異なります。

詳しくはハローワークにお問合せください。

2 トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

（問合せ）

ハローワーク

（対象となる障がい者）

就職が困難な障がい者

（対象となる事業主）

ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、障がい者を一定期間試用し、障害者トライアル期間について雇用保険被保険者資格取得の届出を行う事業主

（支給額及び支給期間）

障がい者1人につき、月額最大4万円を最長3か月間支給。精神障がい者の場合は、月額最大4万円（雇入れから3か月間は月額最大8万円）を最長6か月間支給。

3 障害者雇用納付金制度による主な助成金

（問合せ）

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 高齢・障害者業務課（以下、機構という）

このガイドには、主な助成金の概要を掲載していますが、助成金ごとに支給に係る要件や申請の期限等が定められています。また、このガイドで紹介している以外の助成金もありますので、詳細は上記までお問合せいただくほか、ホームページをご参照ください。

ホームページアドレス <https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/>

（1）障害者作業施設設置等助成金

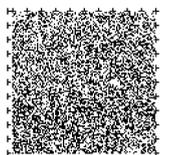
① 第1種作業施設設置等助成金

（対象となる障がい者）

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、中途障がい者（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。）

（対象となる事業主）

障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主で、その障がい者の



『視覚障がい者就労支援ガイド』

ために作業施設・作業設備等の設置又は整備等を行う事業主
(支給額)

支給額は、作業施設等の設置又は整備に係る費用の額に3分の2を乗じて得た額又は障がい者1人につき450万円(作業施設、附帯施設、作業設備の合計)(なお、作業設備の場合障がい者1人につき150万円(中途障がい者の場合は1人につき450万円)、短時間労働者(重度身体障がい者、重度知的障がい者又は精神障がい者を除く。)である場合の支給限度額は1人につき上記の半額(1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円まで)のいずれか低い額。

② 第1種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金

(対象となる障がい者)

35歳以上で雇入れ後6ヶ月を経過している、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、中途障がい者(左記の障がい者である在宅勤務者を含む。)であり、加齢による変化が生じることで当該障害に起因する就労困難性の増加が認められる場合であって、雇用継続のため、当該障害者の業務遂行上の支援を軽減するために作業施設等の設置又は整備を行う必要があると機構が認める方

(対象となる事業主)

第1種作業施設設置等助成金と同じ

(支給額)

第1種作業施設設置等助成金と同じ

③ 第2種作業施設設置等助成金

(対象となる障がい者)

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、中途障がい者(左記の障がい者である在宅勤務者を含む。)

(対象となる事業主)

障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主で、その障がい者のために作業施設・作業設備等の設置又は整備等を賃借で行う事業主

(支給額及び支給期間)

支給額は、作業施設等の賃借による設置又は整備に係る費用の額に3分の2を乗じて得た額又は障がい者1人につき月13万円(なお、作業設備の場合、障がい者1人につき月5万円(中途障がい者の場合は1人につき月13万円)、短時間労働者(重度身体障がい者、重度知的障がい者又は精神障がい者を除く。)である場合の支給限度額は1人につき上記の半額)のいずれか低い額。支給期間は、3年間。

④ 第2種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金

(対象となる障がい者)

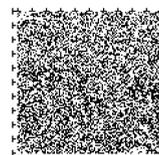
第1種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金と同じ

(対象となる事業主)

第2種作業施設設置等助成金と同じ

(支給額)

第2種作業施設設置等助成金と同じ



『視覚障がい者就労支援ガイド』

(2) 障害者介助等助成金

① 職場介助者の配置又は委嘱助成金

(対象となる障がい者)

2級以上の視覚障がい者等（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。）

(対象となる事業主)

視覚障がい者等の業務遂行のために必要な職場介助者を配置する、又は委嘱する事業主
(支給額及び支給期間)

職場介助者の配置について、支給額は、支給対象費用の額に4分の3を乗じて得た額又は配置1人につき月15万円までのいずれか低い額。支給期間は、10年間。

職場介助者の委嘱について、支給額は、支給対象費用の額に4分の3を乗じて得た額又は委嘱1人1回につき1万円まで（年150万円まで）のいずれか低い額。支給期間は10年間。

② 職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金

(対象となる障がい者)

2級以上の視覚障がい者等（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。）

(対象となる事業主)

職場介助者の配置又は委嘱助成金等の支給期間が終了したのち、その支給対象となる障がい者を継続して雇用するために、引き続き、職場介助者の配置又は委嘱を行う事業主
(支給額及び支給期間)

職場介助者の配置について、支給額は、支給対象費用の額に3分の2を乗じて得た額又は配置1人につき月13万円までのいずれか低い額。支給期間は、5年間。

職場介助者の委嘱について、支給額は、支給対象費用の額に3分の2を乗じて得た額又は委嘱1人1回につき9千円まで（年135万円まで）のいずれか低い額。支給期間は、5年間。

③ 職場介助者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金

(対象となる障がい者)

2級以上の視覚障がい者等（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。）であり、かつ、認定申請日において、35歳以上で雇用後6ヶ月を経過しており、加齢による変化が生じることで当該障害に起因する就労困難性の増加が認められる場合であって、業務遂行上の支援を軽減するための措置が必要であると機構が認める方

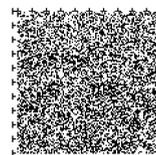
(対象となる事業主)

継続して雇用する障がい者について、加齢による変化が生じることで、その障害に起因する就労困難性が増した場合に、職場介助者を配置又は委嘱する事業所の事業主

(支給額及び支給期間)

職場介助者の配置について、支給額は、支給対象費用の額に3分の2を乗じて得た額又は配置1人につき月13万円まで（中小企業又は調整金支給対象事業主は月15万円まで）のいずれか低い額。支給期間は、10年間。

職場介助者の委嘱について、支給額は、支給対象費用の額に3分の2を乗じて得た額又は委嘱1人1回につき9千円まで（年135万円まで）＜中小企業又は調整金支給対象事業主は1人1回につき1万円まで（年150万円まで）＞のいずれか低い額。支給期間は、10



『視覚障がい者就労支援ガイド』

年間。

④ 職場支援員の配置又は委嘱助成金

(対象となる障がい者)

身体障がい者（重度身体障がい者である特定短時間労働者も含む。）、知的障がい者（重度知的障がい者である特定短時間労働者も含む。）、精神障がい者（特定短時間労働者も含む。）、発達障がい者、高次脳機能障がいのある方、難病等にかかっている方（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。)

(対象となる事業主)

職場定着のための援助や指導を行う職場支援員の配置（同一事業所において勤務し、常時見守りつつ必要に応じて支援ができる）又は委嘱（支給対象障がい者ごとに契約の上、相談体制を整備し、月1回以上事業所訪問・面談を行う）を行う事業主

(支給額及び支給期間)

配置の場合、支給額は、(支給対象障がい者が)一般労働者の場合で中小企業の場合、1人につき月4万円（中小企業以外は月3万円）、短時間労働者の場合で中小企業の場合、1人につき月2万円（中小企業以外は月1万5千円）、特定短時間労働者の場合で中小企業の場合、1人につき月1万円（中小企業以外は月7千5百円）。

委嘱の場合、訪問面談1回あたり最大1万円で、実際に委嘱に要した費用（月4万円まで）。

支給期間は、最大2年間（精神障がい者は最大3年間）。

⑤ 職場支援員の配置又は委嘱助成金の中高齢等措置に係る助成金

(対象となる障がい者)

35歳以上で雇入れから6ヶ月を経過しており、加齢による変化が生じることで当該障がい者に起因する就労困難性の増加が認められる場合であって、業務遂行上の支援を軽減するための措置が必要であると機構が認める方である以下の障がい者に該当する方

身体障がい者（重度身体障がい者である特定短時間労働者も含む。）、知的障がい者（重度知的障がい者である特定短時間労働者も含む。）、精神障がい者（特定短時間労働者も含む。）、発達障がい者、高次脳機能障がいのある方、難病等にかかっている方（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。)

(対象となる事業主)

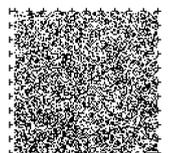
職場定着のための援助や指導を行う職場支援員の配置（同一事業所において勤務し、常時見守りつつ必要に応じて支援ができる）又は委嘱（支給対象障がい者ごとに契約の上、相談体制を整備し、月1回以上事業所訪問・面談を行う）を行う事業主

(支給額及び支給期間)

配置の場合、支給額は、(支給対象障がい者が)一般労働者の場合で中小企業の場合、1人につき月4万円（中小企業以外は月3万円）、短時間労働者の場合で中小企業の場合、1人につき月2万円（中小企業以外は月1万5千円）、特定短時間労働者の場合で中小企業の場合、1人につき月1万円（中小企業以外は月7千5百円）。

委嘱の場合、訪問面談1回あたり最大1万円で、実際に委嘱に要した費用（月4万円まで）。

支給期間は、最大6年間。



『視覚障がい者就労支援ガイド』

⑥ 職場復帰支援助成金

(対象となる障がい者)

身体障がい者（重度身体障がい者である特定短時間労働者も含む。）、精神障がい者（特定短時間労働者も含む。）、高次脳機能障がいのある方、難病等にかかっている方であり、医師の意見書により、当該障がいに関連して1ヶ月以上の療養のための休職が必要とされたことが確認できる方（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。）

(対象となる事業主)

支給対象障がい者に対して、その職場復帰を促進するため、職場復帰の日から3か月以内に職場復帰のための措置を開始し、休職等の期間を含めて、常用雇用労働者としての雇用を継続する事業主

(支給額及び支給期間)

中小企業の場合、1人につき月6万円（中小企業以外は月4万円5千円）。支給期間は、最長1年間。

⑦ 中途障害者等技能習得支援助成金

(対象となる障がい者)

支給対象事業主に雇用された後、事故や疾病等により新たに障がい者となり、又は既往の障がいがある等したことにより、その障がいに関連して休職を余儀なくされた方で復職日の時点で次の障がいのいずれかに該当する方

身体障がい者（重度身体障がい者である特定短時間労働者も含む。）、精神障がい者（特定短時間労働者も含む。）、高次脳機能障がいのある方、難病等にかかっている方（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。）

(対象となる事業主)

休職を余儀なくされた後継続して雇用している支給対象障がい者に対し、職場復帰の日から3か月以内に、職務転換後の職務の遂行に必要な基本的な知識及び技能を習得させるための研修を実施する事業主

(支給額及び支給期間)

支給額は、支給対象費用の額に4分の3を乗じて得た額、なお中小企業の場合、1人につき年30万円まで（中小企業以外は年20万円まで）。支給期間は、1年間。

⑧ 中高年齢等障害者等技能習得支援助成金

(対象となる障がい者)

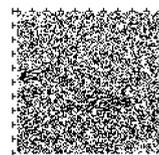
35歳以上で雇入れから6ヶ月を経過しており、加齢による変化が生じることで当該障がいに起因する就労困難性の増加が認められる場合であって、業務遂行上の支援を軽減するための措置が必要であると機構が認める方である以下の障がいに該当する方

身体障がい者（重度身体障がい者である特定短時間労働者も含む。）、知的障がい者（重度知的障がい者である特定短時間労働者も含む。）、精神障がい者（特定短時間労働者も含む。）

(対象となる事業主)

休職を余儀なくされた後継続して雇用している支給対象障がい者に対し、職場復帰の日から3か月以内に、職務転換後の職務の遂行に必要な基本的な知識及び技能を習得させるための研修を実施する事業主

(支給額及び支給期間)



『視覚障がい者就労支援ガイド』

支給額は、支給対象費用の額に4分の3を乗じて得た額、なお中小企業（又は調整金支給調整対象事業主）の場合、1人につき年30万円まで（中小企業以外は年20万円まで）。支給期間は、1年間。

⑨ 健康相談医の委嘱助成金

（対象となる障がい者）

雇入れから1年未満である身体障がい者（重度身体障がい者である特定短時間労働者も含む。）、知的障がい者（重度知的障がい者である特定短時間労働者も含む。）、精神障がい者（特定短時間労働者も含む。）

（対象となる事業主）

雇用する5人以上の支給対象障がい者のために必要な健康相談をする医師の委嘱を行う事業主

（支給額及び支給期間）

支給額は、支給対象費用の額に4分の3を乗じて得た額。なお、支給限度額は、委嘱1回につき2万5千円、年間30万円。支給期間は、10年間。

⑩ 職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱助成金

（対象となる障がい者）

雇入れから1年未満である身体障がい者（重度身体障がい者である特定短時間労働者も含む。）、知的障がい者（重度知的障がい者である特定短時間労働者も含む。）、精神障がい者（特定短時間労働者も含む。）（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。）

（対象となる事業主）

雇用する5人以上の支給対象障がい者の雇用管理のために必要な職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱を行う事業主

（支給額及び支給期間）

支給額は、支給対象費用の額に4分の3を乗じて得た額。なお、支給限度額は、配置一人につき月15万円まで、委嘱1回につき1万円（年間150万円）まで。支給期間は、10年間。

⑪ 職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱助成金

（対象となる障がい者）

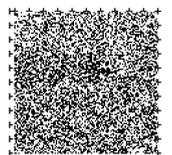
雇入れから1年未満である身体障がい者（重度身体障がい者である特定短時間労働者も含む。）、知的障がい者（重度知的障がい者である特定短時間労働者も含む。）、精神障がい者（特定短時間労働者も含む。）（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。）

（対象となる事業主）

雇用する5人以上の支給対象障がい者の職業能力の開発及び向上のために必要な職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱を行う事業主

（支給額及び支給期間）

支給額は、支給対象費用の額に4分の3を乗じて得た額。なお、支給限度額は、配置一人につき月15万円まで、委嘱1回につき1万円（年間150万円）まで。支給期間は、10年間。



『視覚障がい者就労支援ガイド』

⑫ 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

(対象となる障がい者)

重度訪問介護、同行援護又は行動援護（就労支援特別事業）に係る支給決定を市町村等から受けている方であり、週所定労働時間が10時間以上（又は年度内に10時間以上とすることを目指す方）である、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（左記の障がい者である在宅勤務者を含む。）

(対象となる事業主)

障がい者を労働者として継続して雇用する事業所の事業主であって、支給対象障がい者が主体的に業務を実施するために必要な介助の業務をサービス事業者に委託する事業所の事業主

(支給額及び支給期間)

支給額は、中小企業の場合、支給対象費用の額に10分の9を乗じて得た額（中小企業以外は5分の4を乗じて得た額）なお、支給限度額は月15万円まで（中小企業以外は月13万3千円まで）。支給期間は、市町村特別事業の利用決定以降、年度毎に支援開始日から当該年度末まで。

(3) 重度障害者等通勤対策助成金

① 住宅の賃借助成金

(対象となる障がい者)

重度身体障がい者、3級の視覚障がい者等

(対象となる事業主)

支給対象障がい者を入居させるための特別な構造又は設備を備えた住宅の賃借を行う事業主

(支給額及び支給期間)

支給額は、支給対象費用の額に4分の3を乗じて得た額又は世帯用月10万円若しくは単身者用月6万円のいずれか低い額。支給期間は、10年間。

② 指導員の配置助成金

(対象となる障がい者)

重度身体障がい者、3級の視覚障がい者等

(対象となる事業主)

5人以上の支給対象障がい者が入居する住宅に指導員を配置する事業主等

(支給額及び支給期間)

支給額は、支給対象費用の額に4分の3を乗じて得た額又は配置した指導員1名につき15万円のいずれか低い額。支給期間は、10年間。

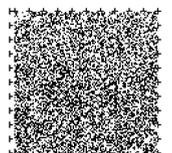
③ 住宅手当の支払助成金

(対象となる障がい者)

重度身体障がい者、3級の視覚障がい者等

(対象となる事業主)

支給対象障がい者が自ら住宅を借り受け、賃料を支払っている場合に、その者に対して、支給対象障がい者以外の労働者が住宅を借り受けた場合に通常支払われる住宅手当の限度



『視覚障がい者就労支援ガイド』

額を超えて住宅手当を支給する事業主

(支給額及び支給期間)

支給額は、支給対象費用の額に4分の3を乗じて得た額又は支給対象障がい者1名につき月額6万円のいずれか低い額。支給期間は、10年間。

④ 通勤用バスの購入助成金

(対象となる障がい者)

重度身体障がい者、3級の視覚障がい者等

(対象となる事業主)

5人以上の支給対象障がい者の通勤のため、通勤用バスを購入する事業主

(支給額)

支給額は、支給対象費用の額に4分の3を乗じて得た額又はバス1台につき700万円のいずれか低い額。

⑤ 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金

(対象となる障がい者)

重度身体障がい者、3級の視覚障がい者等

(対象となる事業主)

5人以上の支給対象障がい者のための通勤用バス1台ごとに1人の運転従事者を委嘱する事業主等

(支給額及び支給期間)

支給額は、支給対象費用の額に4分の3を乗じて得た額又は委嘱1人1回につき6千円のいずれか低い額。支給期間は、10年間。

⑥ 通勤援助者の委嘱助成金

(対象となる障がい者)

重度身体障がい者、3級の視覚障がい者等

(対象となる事業主)

支給対象障がい者の通勤(公共の交通機関を利用する通勤に限る。)を容易にするための指導、援助等を行う通勤援助者を委嘱する事業主

(支給額及び支給期間)

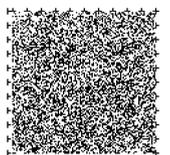
支給額は、支給対象費用の額に4分の3を乗じて得た額又は委嘱については1人1回につき2千円、交通費については1つの受給資格認定3万円のいずれか低い額。支給期間は、3ヵ月間。

⑦ 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金

(対象となる障がい者)

重度訪問介護、同行援護又は行動援護(就労支援特別事業)に係る支給決定を市町村等から受けている方であり、週所定労働時間が10時間以上(又は年度内に10時間以上とすることを目指す方)である、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(左記の障がい者である在宅勤務者を含む。)

(対象となる事業主)



『視覚障がい者就労支援ガイド』

障がい者を労働者として継続して雇用する事業所の事業主であって、支給対象障がい者が主体的に業務を実施するために必要な介助の業務をサービス事業者に委託する事業所の事業主

(支給額及び支給期間)

支給額は、中小企業の場合、支給対象費用の額に10分の9を乗じて得た額(中小企業以外は5分の4を乗じて得た額)。なお、支給限度額は月8万4千円まで(中小企業以外は月7万4千円まで)。支給期間は、市町村特別事業の利用決定以降、年度毎に支援開始日から3か月間(当該年度末を超える場合は3月31日まで)。

4 税制上の優遇措置

障がい者を雇用する事業所を支援するために、不動産取得税・固定資産税・事業所税の軽減措置、助成金の非課税措置等、税制上の優遇措置があります。

(問合せ) 税務署、県税事務所、市町村役場ほか

